

第 8 ハロゲン化物消火設備（令第 17 条）

8.1 設置を要する防火対象物（4.1(1)参照）

8.2 消火剤の種類

(1) ハロン消火剤

ア ハロン 2402

イ ハロン 1211

ウ ハロン 1301

(2) HFC 消火剤（ハイドロフルオロカーボン）

エ トリフルオロメタン（HFC-23）

オ ヘプタフルオロプロパン（HFC-227ea）

カ ドデカフルオロ-2-メチルペンタン-3-オン（FK-5-1-12）

8.3 設置の制限（H13. 3. 30 消防予 102、H13. 5. 15 事務連絡）

消火剤の種類による適用防火対象物又はその部分、放出方式は 8.3 表 1 によること。

8.3 表 1 ハロゲン化物消火設備の部分ごとの放出方式・消火剤の種類

防火対象物又はその部分		放出方式	全 域			局所	移動		
		消火剤	ハ ロ ン			HFC	ハロ ン	ハロ ン	
			2402	1211	1301				
常時人がいない部分以外の部分		×	×	○	×	○	○		
常時人がいない部分	その他のもの	防護区画の面積が 1,000 ㎡以上又は体積が 3,000 ㎡以上のもの	×	×	○	×			
		自動車の修理又は整備の用に供される部分	×	×	○	○	○	○	
		駐車の用に供される部分	×	×	○	○	×	×	
		多量の火気を使用する部分	×	×	○	×	○	○	
		発電機室等	ガスタービン発電機が設置	×	×	○	×	○	○
			その他のもの	×	×	○	○	○	○
		通信機器室	×	×	○	○	×	×	
		指定可燃物を貯蔵し、取り扱う部分	可燃性固体類又は可燃性液体類に係るもの	○	○	○	×	○	○
			木材加工品及び木くずに係るもの 合成樹脂類（不燃性又は難燃性でないゴム製品、ゴム半製品、原料ゴム及びゴムくずを除く。）に係るもの	×	○	○	×	×	×

○：設置できる ×：設置できない

㊦ I 第8 ハロゲン化物消火設備

8.4 防護区画の構造等

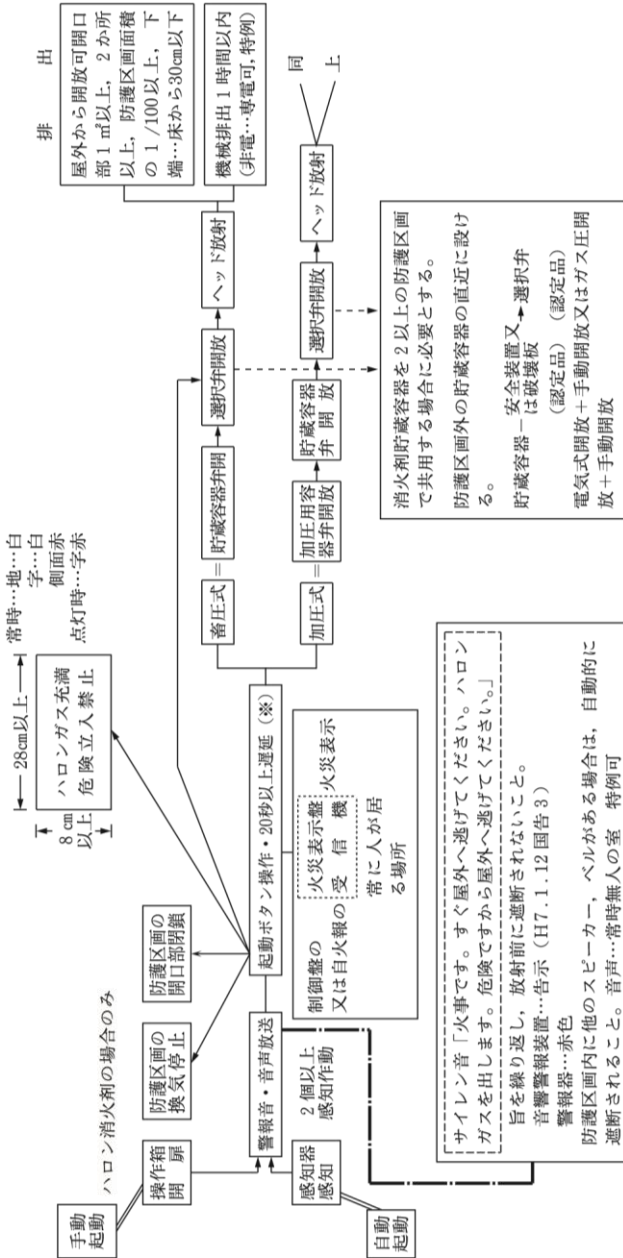
7.5 安全対策の例によること。ただし、開口部についての注1の規定は適用しない。

8.5 安全対策

不活性ガス消火設備同様、人命安全の観点から、各種法規制等がなされていることから、その内容を考慮し、必要に応じ、7.5 安全対策の指導基準を準用すること。

8.6 全域放出方式の基準（駐車場，通信機器室，特殊可燃物はこの方式に限る。）

(1) 系統図



注 ハロゲン化物消火設備を設ける場合には、排煙設備の設置方法、避難上の安全の確保等について関係機関とよく打合せをすること。
※ ハロン消火剤を用いる場合のみ（ただし、ハロン1301の場合延延を設けないことができる。）。

HFC消火剤を用いる場合は、防護区画形成のため等に必要な時間を除き遅延はなし。

② I 第 8 ハロゲン化物消火設備

(2) ハロン 1301 の必要量

用 途		防護区画 1 m ³ 当たり	加 算 量 * 開口部 1 m ² 当たり
駐 車 場 等		0.32 kg + 2.4 kg	
指定可 燃物	可燃性液体類 等	0.32 kg + 2.4 kg	
	木材加工品等	0.52 kg + 3.9 kg	
	合成樹脂類	0.32 kg + 2.4 kg	

注 1 2 以上の防護区画がある場合は最大となる区画の量とする。

注 2 ガス濃度は、10%以下とする。

$$\text{ガス濃度}(\%) = \frac{\text{ハロンガス量}(\text{kg}) \times 0.16}{\text{防護区画の容積}(\text{m}^3)} \times 100$$

注 3 *印は階高の 3 分の 2 を超えた位置にあり、ハロン放射前閉鎖装置のない開口部が対象となる（開口部の面積の合計は、防護区画の体積又は囲壁面積（壁、床、天井）の小さい方の 10%以下（通信機器室、指定可燃物は囲壁面積の 1%以下））。

(3) 噴射ヘッド

放射圧力 0.9MPa 以上

放射量 前記(2)で算出した量を 30 秒以内放射

規 格 消防庁告示（H7.6.6 国告 7）

(4) 貯蔵容器

ガス充てん比（容器容積とガス重量の比）0.9 以上 1.6 以下

貯蔵容器	蓄圧式	窒素ガス加圧 2.5MPa 又は 4.2MPa（温度 20℃） 安全装置 容器弁*内圧 1.0MPa 以上のもの表示 ハロン 1301、量、製造年、製造者	
	加圧式	加圧用 （窒素ガス）	窒素ガス充てん 2.0MPa 以下に調整できる圧力調整器 安全装置・容器弁（S51. 8. 26 国告 9） 放出弁（H7. 1. 12 国告 1）
		ハロン用	最高使用圧の 2 倍の試験に合格したもの 安全装置（S51. 8. 26 国告 9） 放出弁（H7. 1. 12 国告 1） 表示 ハロン 1301、量、最高使用圧力、製造年、製造者

注 *印容器は、高圧ガス保安法の容器検査に合格したものであること。

8.7 その他

任意にハロゲン化物消火設備等を設置する場合は、次の事項に留意すること。

- (1) 「任意にハロゲン化物消火設備等を設置する場合の指導基準」 指導（S 60. 46）
- (2) 「ハロゲン化物消火設備・機器の使用抑制等について」 指導（H3. 90）